

町内会で力を合わせて！

4月13日(日)は 春の全市一斉清掃

4月の第2日曜日は「春の全市一斉清掃(あきた・ビューティフル・サンデー)」の日です。
町内で力を合わせ、地域の道路、側溝、公園などを清掃し、まちをきれいにしましょう。

ごみは正午まで集積所へ

集めたごみや汚れているびん・缶・ペットボトルは、当日収集します。市指定のごみ袋(家庭ごみ用・資源化物用のどちらでも可)に入れて、正午まで町内の集積所へ出してください。粗大ごみや家電リサイクル品は収集しません。不法投棄されたタイヤやテレビなどは移動しないで環境企画課へご連絡ください。放置自転車や車両などは最寄りの交番へご連絡願います。公園課が管理する公園を清掃した場合は、4月14日(月)以降に公園課へご連絡ください。当日は総合環境センターへごみを自己搬入することはできません。



土砂・泥は道路の端に

道路や側溝から出た土砂・泥は、土のう袋に入れ、交通の妨げにならない場所へまとめて置き、清掃終了後、道路維持課へご連絡ください。市内全域の土砂・泥を収集し終わるまでには数日かかりますのでご了承ください。土のう袋に、ごみ、缶、ペットボトルは入れないでください。

土のう袋をさしあげます

土のう袋が必要な町内は、枚数を取りまとめ、町内会長さんあてに送った封筒を必ず持って、4月7日(月)から11日(金)までに、各地域センター、土崎・西部・東部・南部・北部公民館、土崎・新屋支所、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所、道路維持課(寺内字蛭根85-9)へお越しください。

側溝のフタ上げ機をお貸しします

フタ付き側溝の清掃にフタ上げ機をお貸しします。20台と限りがありますので、お早めに道路維持課へご連絡ください。

問
い
合
わ
せ

春の全市一斉清掃...環境企画課 (863)6632
道路、側溝の土砂・泥の運搬、側溝のフタ上げ機
の貸出...道路維持課 (864)3643
公園の清掃...公園課 (866)2445

消費生活

今月の注意報！

携帯電話への架空請求メール

最近、携帯電話に架空の料金を請求するメールが届いたという相談が多く寄せられています。



「以前利用した総合情報サイトの退会手続きをしていないため延滞料金が発生している。至急連絡するように」と、会社名や担当者名、連絡先が書かれている請求メールが届いた。「連絡しないと会社や自宅に回収に行く」とあるが、利用した覚えもないので、どう対応したら良いのだろうか。

消費生活相談は



秋田市消費者センター
(866)2016

消費者センターからアドバイス

架空請求の手口が、はがき、封書から携帯電話に変わり、携帯電話番号のみで送受信できるショートメッセージ機能を悪用して、不特定多数に一斉に配信された根拠のない請求です。

相手へ連絡すると、個人情報を読み取られ、いわれのない請求を受けるきっかけにもなるので、メールには返信せずに無視するのが一番の対策です。

今後は、迷惑メール対策などの受信設定をしておきましょう。

固定資産の評価額と課税内容を確認できます



閲覧 固定資産税の課税内容を確認することができます。

縦覧 自分の土地・家屋の評価額と、ほかの土地・家屋の評価額とを比べることができます。

閲覧できるもの 固定資産課税台帳...所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額、課税標準額、年税額など
無料で固定資産課税台帳の写しを交付します。

縦覧できるもの 土地価格等縦覧帳簿...所在、地番、地目、地積、評価額
家屋価格等縦覧帳簿...所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

閲覧できるかた	①	・納税義務者 ・納税義務者と同居の親族 ・納税管理人 ・納税義務者の代理人(委任状が必要)	納税義務者本人が所有する固定資産を閲覧できます
	②	土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた	当該権利のある土地部分を閲覧できます
	③	家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた	当該権利のある家屋部分およびその敷地の土地部分を閲覧できます
	④	固定資産の処分をする権利を有するかた	当該権利のある土地・家屋を閲覧できます

縦覧できるかた 納税者 納税者と同居の親族
納税管理人 納税者の代理人(委任状が必要)

縦覧期間 4月1日(火)から6月2日(月)までの平日

縦覧場所・時間 資産税課(市役所1階)、河辺・雄和市民センター(地域内の資産に限る) 8:30~17:30
終了時間が変更する場合があります。

持ってくるもの 納税通知書、運転免許証など本人であることを証明できるもの
法人の場合は、代表者印を押した申請用紙または委任状

閲覧期間 4月1日(火)から通年(平日のみ)

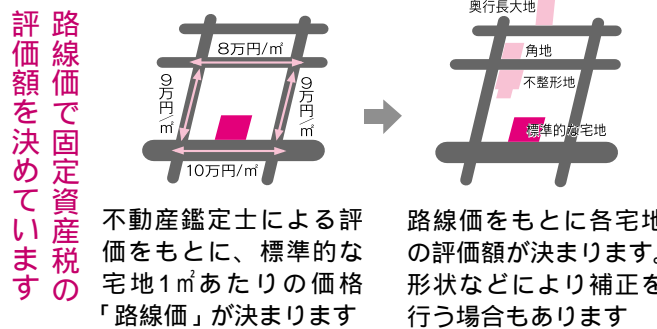
この制度は土地や家屋の評価を比較し、自己所有の資産の評価が適正かどうか確認していただくものです。その趣旨からはずれる場合は、縦覧をお断りすることがあります。
縦覧帳簿の写しは交付しません。

閲覧場所・時間 資産税課(市役所1階) 8:30~17:30
土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンター 8:30~17:15
河辺・雄和市民センター 8:30~17:30
終了時間が変更する場合があります。課税内容の問い合わせは資産税課、河辺・雄和市民センターへ。

持ってくるもの 納税通知書、運転免許証など本人であることを証明できるもの
「閲覧できるかた」の ~ のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)
法人の場合は、代表者印を押した申請用紙または委任状

平成20年度の路線価を公開

固定資産税の「路線価」を、4月1日(火)から資産税課で公開します。土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンターでは公開しません。また、河辺・雄和地域は、路線価に代えて、標準的な宅地の1㎡あたりの価格を、河辺・雄和市民センターで公開します。



平成20年度の固定資産税納税通知書は5月8日(木)に発送する予定です

河辺・雄和に資産をお持ちのかたへ 平成20年度も税率は1.5%
河辺・雄和地域の固定資産税は、市町合併による経過措置のため、平成20年度まで旧秋田市と不均一課税となっており、税率は1.5%です。平成21年度からは同じ1.6%の税率に統一されます。

問い合わせ 資産税課 (土地担当) (866)2056
(家屋担当) (866)2057
(償却資産担当) (866)2836
河辺市民センター税務班 (882)5171
雄和市民センター税務班 (886)5540